

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、以下に掲げる「経営理念」の実践を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる経営機構の構築と透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでおります。

経営理念

Mission

わたしたちは、塗料とコーティング技術の持つ力を高めることで、生活に彩と快適さ、安心を提供します。

Vision

わたしたちは、熱意と覚悟を持った者が集う活気あふれる風土の下、塗料をコアとした優れたスペシャリティケミカル製品とサービスを通じた新たな価値を創造し続け、リーディングポジションを勝ち取ります。

Value

・共存共栄

当社事業に携わるすべての方々と相互に切磋琢磨を積み重ね、それぞれの役割を果たすことにより、長期的成長・永続的な繁栄をめざします。

・先駆開拓

日本の塗料工業を興したパイオニア精神を引き継ぎ、未来への革新に挑戦し続けます。

・やり抜く

わたしたちのMission(使命)の達成を信念とし、あきらめることなくかつ柔軟にやり抜きます。

Way

・わたしたちは、取引先との信頼関係と開かれた取引関係を基本とし、パートナーとして一体となり、お客様に感動を届けます。

・わたしたちは、グループ社員一人一人の安全と健康の確保に努め、活気あふれる風土を追求します。

・わたしたちは、個性と多様性を尊重するとともに、チームワークを行動の基本とします。

・わたしたちは、地球環境、エネルギー問題に真摯に向き合い、積極的かつスピーディーに取り組めます。

・わたしたちは、地域から信頼される企業市民として、自主的かつ継続的に社会貢献活動を推進します。

・わたしたちは、法令や国際ルール等を遵守し、高潔・公正・誠実に良識ある社会人として行動します。

・わたしたちは、すべてのステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、適時、適切かつ公正で透明性の高い情報開示を行います。

・わたしたちは、日々の技術の改善を積み重ねるとともに、革新的技術を探求します。

・わたしたちは、常にコストと効率性を意識し、得られた利益を新たな価値の創造と、社員の生活向上、株主の皆様への還元など適正な配分に努めます。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針については、「日本ペイントホールディングスコーポレート・ガバナンス方針」としてまとめ、当社ホームページにおいて公開しております。

<http://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、2018年6月改訂のコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

以下には、2018年改訂のコーポレートガバナンス・コードに沿った実施状況を記載しております。

【原則1 - 4:政策保有株式に関する保有方針および政策保有株式の議決権行使の基準】

(政策保有株式に関する保有方針)

当社は、取引先との関係の維持強化等、事業活動上の必要性や発行会社の動向、資本コストに対するリターンの状況等を勘案し、合理性があると認められる場合に限り、上場株式を政策的に保有いたします。この方針に基づき、すべての政策保有株式について取締役会において定期的に保有継続の可否判断を行い、合理性が認められないと判断した株式については処分・縮減を行っております。

(議決権行使の基準)

当社は、議決権の行使に当たっては、前述の「政策保有株式に関する保有方針」を踏まえ、社内基準に基づいて政策保有の相手先企業の中長期的な企業価値向上やコーポレート・ガバナンスの改善の観点、当社および当社の子会社(以下「当社グループ」という)への影響等を総合的に判断して議決権を行使しております。

【原則1 - 7:関連当事者間取引の確認に係る枠組み】

当社は、会社と主要株主との重要な取引、会社と取締役との競業取引、自己取引および利益相反取引など関連当事者間の取引について、会社法および会計基準に基づく対象範囲に関し、一定以上の取引額となる重要な取引を取締役に報告し、「定時株主総会招集ご通知」および「有価証券報告書」で開示しております。

また、関連当事者間取引を行う際は、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないよう、取引条件や利益・コストの水準等、当該取引を行うための合理性等を総合的に判断し、取締役会にて承認しております。

【原則2 - 6:企業年金基金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度の管理・運用において、企業年金のアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、適切な資質を有する人材を当社グループの役職員や従業員労働組合幹部より計画的に確保し、企業年金基金の代議員・資産運用委員・企業年金基金事務局に充てております。また、運用コンサルタントとも連携し、年金資産全体の運用状況や個別戦略の理解促進に努め、さらなる専門性の向上をはかっております。

企業年金の運用においては、受益者の利益最大化を目的に、運用機関からの活動状況報告や資産運用委員会、運用コンサルタントの意見を踏まえて代議員会にて決定しております。

運用機関の選定においては、資産運用基本方針に定める基準に則り、運用実績等の定量面、投資方針やコンプライアンス等の定性面の双方から総合的な評価を行い、決定しております。

また、投資先企業への議決権行使等においては、受益者と当社との間に生じ得る利益相反の適切な管理に努めております。

確定拠出年金制度の加入者に対しては、研修を実施するなど、資産運用に関する教育を行い、加入者の安定的な資産形成を支援しております。

【原則3 - 1:情報開示の充実】

(i) 会社の経営理念、経営戦略および経営計画

当社は、「経営理念」を制定し公表しております。また、「中期経営計画」を当社ホームページにて開示しております。

「経営理念」

<http://www.nipponpaint-holdings.com/company/vision/>

「中期経営計画」

<http://www.nipponpaint-holdings.com/ir/library/materials/>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が委員の半数以上を占める報酬諮問委員会を設置し、報酬等の決定方針や報酬水準の妥当性について、公正・透明に審議する方針としております。取締役・執行役員等の報酬等の構成や基準となる年額報酬の水準は、社会情勢や他社比較、市場水準等を考慮のうえ報酬諮問委員会で審議を行い、その答申に基づいて取締役会で決定する基本方針とし、取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、職責給、業績連動給および長期インセンティブ給によって構成しております。

なお、詳細は後記「11. 機関構成・組織運営等に係る事項【任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性】【インセンティブ関係】【取締役報酬関係】」をご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役会は、代表取締役および執行役員(以下「経営陣」という)の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たり、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、経営陣および取締役・監査役としてふさわしい多様な経験、実績、高い見識、高度な専門性等を有する人物を国籍・性別を問わず、国内外、グループ内外から選任・指名する方針としております。

当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が委員の半数以上を占める指名諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会は、上記方針に基づき審議を行ったうえで、経営陣の選解任および取締役・監査役候補者の指名について取締役会に答申しております。

取締役会は、経営陣の選解任においては、経営人材育成制度での経営陣人材としての成長度合いや重要執行職務でのパフォーマンスの評価等を勘案して選解任し、独立社外取締役および独立社外監査役候補者の指名においては、取締役会が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たす者を指名する手続を行っております。

取締役会は、最高経営責任者である代表取締役社長の選任においては、指名諮問委員会の答申および後継者計画に基づき、会社経営の分野における豊富な経験と実績を有し、社長としてふさわしい能力を高い水準で発揮し、経営ビジョンを実現できる人物を審議のうえ、選任します。また、代表取締役社長が以下の場合に該当し、客観的に解任するのが相当と認められる場合に、指名諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で十分に審議を行ったうえで解任します。

・法令・定款等に違反し、当社グループの企業価値を著しく棄損したと認められる場合

・職務執行に著しい支障が生じた場合

・選任基準の各要件を欠くことが明らかになった場合

なお、当社の取締役会は、2018年3月28日開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」という)において社外取締役を3名増員し、それまでの社内取締役5名・社外取締役2名の構成から、社内取締役5名・社外取締役5名の構成となりました。その経緯および当社の考え方については、当社ホームページに掲載の2018年3月1日付「定時株主総会における取締役選任議案候補者に関するお知らせ」に記載しておりますので、ご参照ください。

http://www.nipponpaint-holdings.com/ir/news_release/

(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の選任理由につきましては、当社ホームページに掲載の「定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

「定時株主総会 招集ご通知」

<http://www.nipponpaint-holdings.com/ir/library/soukai/>

【補充原則4 - 1 - 1:取締役会から経営陣への委任の範囲の概要】

当社は、取締役会による意思決定が必要な項目を取締役会規則に定め、取締役会決議事項には、次の特に重要な項目を含めております。

・中長期および短期経営計画

・新規事業計画

・経営陣の選任と取締役・監査役候補者の指名およびその他重要な人事に関する事。

・大型の設備投資や事業の取得・譲渡、会社分割などの契約、資金の調達および運用に関する事。

・当社グループのコーポレート・ガバナンス方針の制定・改正、内部統制の運用状況の監督および利益相反取引の監督に関する事。

また、当社は、経営計画の遂行、取締役会の決議を要しない事項、日々の経営に関する業務執行の決定を執行役員に委任しております。

業務執行の機能を強化するために、取締役会に付議する事項の事前審議を行う会議体としてグループトップ会議および経営会議を設置しております。

【原則4 - 8 : 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、多様な視点から、取締役会の意思決定をはかるとともに、監督機能の一層の強化をはかるとを目的に、一般株主との利益相反が生じらぬおそれのない、当社取締役会が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たす独立社外取締役を5名選任しております。

【原則4 - 9 : 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

社外役員の独立性判断基準

1. 当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。
 - (1) 本人が、当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）または出身者（注2）でないこと。
 - (2) 本人が、現在または過去3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (i) 当社の大株主（注3）またはその業務執行者
 - (ii) 当社グループを主要な取引先とする者（注4）またはその業務執行者
 - (iii) 当社グループの主要な取引先（注5）またはその業務執行者
 - (iv) 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (v) 当社グループから、役員報酬以外に多額（注6）の金銭等を得ている者
 - (vi) 当社グループから、多額（注6）の寄付または助成を受けている団体の業務を執行する者
 - (3) 本人が、上記（1）（2）の各項目に該当する者の配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 独立役員は、本基準に定める独立性を退任するまで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、すみやかに当社に通知するものとする。

（注）

1. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行を行う取締役、執行役、執行役員ならびにそれらに準ずる者をいう。
2. 出身者とは、過去10年間、業務執行者であった者をいう。
3. 大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
4. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
5. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループに行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
6. 多額とは、当社の過去3事業年度の平均で年間1千万円を超える金額をいう。

【補充原則4 - 11 - 1 : 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会の員数は定款上で10名以内としております。業務執行を行う取締役、独立社外取締役、非業務執行取締役で構成し、国内外、グループ内外から取締役としてふさわしい多様な経験、実績、高い見識、高度な専門性を有する人物を選任対象とする方針としております。また、取締役会のさらなる活性化、企業価値・株主価値の向上をはかるために、当社取締役会が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たす独立社外取締役を選任する方針です。

【補充原則4 - 11 - 2 : 取締役および監査役の兼任状況】

取締役および監査役ならびにそれらの候補者の他の上場会社の役員を含めた重要な兼任の状況につきましては、「定時株主総会 招集ご通知」および「有価証券報告書」において、毎年開示を行っております。

なお、社外取締役および社外監査役は、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合、当社の職務に必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限るものとし、他社から新たに役員就任の要請を受けたときは、その旨を当社の取締役会に通知するものとしております。また、社外取締役は、新たに他社の役員に就任するときは、事前に当社取締役会の承認を得るものとしております。

「定時株主総会 招集ご通知」

<http://www.nipponpaint-holdings.com/ir/library/soukai/>

「有価証券報告書」

http://www.nipponpaint-holdings.com/ir/library/securities_report/

【補充原則4 - 11 - 3 : 取締役会の実効性に関する分析・評価の概要】

取締役会の実効性の評価につきましては、毎年、取締役および監査役の自己評価をベースに分析・評価を行うこととしております。

2017年12月期、取締役会では買収案件などの議題でリスクに関してさまざまな意見および有用な指摘がなされており、政策保有株式に関して少数株主を代弁する意見が出るなどステークホルダーを意識した議論がなされており、その他、リスク管理や内部統制についても意見が述べられております。

以上から、当社の取締役会の実効性は十分確保されていると評価いたしました。

なお、取締役会として2016年12月期の評価で課題として認識しました事項（取締役会での中期経営計画の課題に関する議論の充実、後継者計画の監督、投資家からの意見や指摘のフィードバック）につきましては、改善がすすみましたが、引き続き改善の必要性を認識しており、以下のとおり取組みを強化してまいります。

（中期経営計画の課題に関する議論の充実）

2017年12月期、取締役会は、中期経営計画の達成状況の確認を実施しました。2018年12月期から始まる新たな中期経営計画についても、取締役会で進捗状況の確認を行い、計画達成に向け取締役会の議論をさらに深めてまいります。

（後継者計画の監督）

独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が委員の半数以上を占める指名諮問委員会を設置し、最高経営責任者である代表取締役社長を含む取締役・監査役の後継者計画の検討・実施に対する独立社外取締役の関与を深めております。この指名諮問委員会の審議と答申に基づき、取締役会において、取締役・監査役候補者の指名や後継者計画についての議論を深めております。

（投資家からの意見や指摘のフィードバック）

株主との対話において把握された意見について、取締役会へのフィードバックとして、アナリストレポートを取締役会メンバーで共有し、IR説明会後に取締役会への報告を実施しました。取締役会への報告の頻度を高め、IR活動を通じ得られた株主の示唆に富む指摘を経営により反映させて

まいります。

【補充原則4 - 14 - 2:取締役および監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、新任の社外取締役、社外監査役に対して、就任時に会社の組織、事業、業態等について習得するための研修を実施しております。また、すべての取締役および監査役に向けて必要な法知識やコーポレート・ガバナンス等に関する研修を毎年継続して実施しております。引き続き、社外取締役の増員や取締役会の多様性の拡大とともに、取締役および監査役に対する研修の機会を充実させてまいります。

【原則5 - 1:株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、代表取締役をはじめとする経営陣によるインベスター・リレーションズ活動およびシェアホルダー・リレーションズ活動を推進しております。

また、建設的な対話のため、株主構造の把握に努め、対話に際しては、インサイダー情報の漏洩に細心の注意を払っております。

当社は、対話を統括する役員を指定し、当該役員は、対話を支援する部門間での有機的な連携を確保しております。また、取締役会に対し、対話において把握された株主の意見を定期的にフィードバックし、示唆に富む指摘を経営に反映しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NIPSEA INTERNATIONAL LIMITED (常任代理人 シティバンク)	126,906,000	38.99
HSBC BANK PLC A/C 792827 (常任代理人 香港上海銀行)	14,474,177	4.44
NATIXIS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	12,357,000	3.79
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	10,817,133	3.32
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	10,750,000	3.30
株式会社三井住友銀行	9,999,661	3.07
株式会社三菱UFJ銀行	7,133,494	2.19
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	7,053,000	2.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	6,918,600	2.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	5,109,552	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

- 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- NIPSEA INTERNATIONAL LIMITED は、当社の取締役であるゴー・ハップジンが代表を務めるWUTHELAM HOLDINGS LTD. の100%子会社です。
- 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行ならびにその共同保有者三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から、2015年1月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、2014年12月22日現在で24,791千株(7.62%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の2018年6月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」の記載は、株主名簿(2018年6月30日現在)によっております。
- 当社は、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者日興アセットマネジメント株式会社から、2014年12月19日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、2014年12月15日現在で12,401千株(3.81%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の2018年6月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」の記載は、株主名簿(2018年6月30日現在)によっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	化学

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
原 壽	弁護士													
筒井 高志	他の会社の出身者													
諸星 俊男	他の会社の出身者													
金子 恭規	他の会社の出身者													
中村 昌義	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、

「過去」に該当している場合は「」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、

「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

原 壽	中外製薬株式会社の社外監査役であります。	<p>原壽氏は、40年以上の弁護士としてのキャリアを有し、数多くのクロスボーダーのM&Aに関与するとともに、様々な企業法務案件を手がけてこられました。JPモルガン証券株式会社社外監査役や中外製薬株式会社社外監査役を務めた経験も有しております。2011年にはChambers Partners社よりChambers Asia-Pacific Lifetime Achievement Awardを受賞する等クロスボーダーのM&Aに携わる弁護士として高く評価されております。このような豊富な実績から、当社の今後の事業成長の必須の前提となるグローバルな視点からのガバナンス構築への貢献が期待でき、こうした同氏の知見が、中長期的な視点で、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、「株主価値の最大化」をはかるためのガバナンスの構築に必要と判断し、2018年3月に当社社外取締役役に選任いたしました。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏を独立役員として指定しております。</p>
筒井 高志	筒井高志氏が過去に業務執行者であった野村證券株式会社は当社の主幹事証券会社ですが、同社の顧問を退任してから8年以上経過しており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。	<p>筒井高志氏は、長年にわたって野村證券株式会社に勤務され、株式会社ジャスダック証券取引所の代表取締役を務めたご経験や株式会社LIXILグループにおいて取締役副社長執行役員としてM&A・IR等を担当されたご経験があることから、社外取締役に期待される、グローバルな事業運営に関する豊富な経験を有されております。また、少数株主の権利確保の必要性などコーポレート・ガバナンスに関する高い見識も有しております。こうした同氏の知見が中長期的な視点で、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、「株主価値の最大化」をはかるためのガバナンスの構築に必要と判断し、2018年3月に当社社外取締役に選任いたしました。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏を独立役員として指定しております。</p>
諸星 俊男		<p>諸星俊男氏は、ITの専門家として40年以上のキャリアを有しておられ、また、我が国の代表的なグローバルエレクトロニクス企業である富士通株式会社の経営に参画され、複数のグローバル企業の日本代表を経て、安川情報システム株式会社代表取締役社長として同社を経営した経験を有しております。また、コーポレートガバナンス・コードが取締役会の構成の多様性を強調しているように、ITの専門家のバックグラウンドを有しておられる同氏を社外取締役としたことにより、当社取締役会の構成に多様性を与え、議論の活性化が期待できます。こうした同氏の知見が、中長期的な視点で、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、「株主価値の最大化」をはかるためのガバナンスの構築に必要と判断し、2018年3月に当社社外取締役に選任いたしました。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏を独立役員として指定しております。</p>

金子 恭規	Arcus Biosciencesの独立取締役であります。	金子恭規氏は、国内外のライフサイエンスその他のさまざまな事業分野で活躍されており、国内外の企業の取締役やCFO等を歴任されておられます。また、卒業されたスタンフォード大学経営大学院の諮問委員会委員を務められるなど、企業経営・財務・会計に関する専門的な知識を有しておられます。こうした同氏の知見が中長期的な視点で、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、「株主価値の最大化」をはかるためのガバナンスの構築に必要と判断し、2018年3月に当社社外取締役に選任いたしました。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏を独立役員として指定しております。
中村 昌義	中村昌義氏が過去に業務執行者であった株式会社三菱UFJ銀行と当社は取引関係にありますが、同行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役員を同氏が退任してから7年以上経過しており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。	中村昌義氏は、1984年以来、米国大手投資銀行であるリーマン・ブラザーズおよびモルガンスタンレー、ならびに三菱UFJフィナンシャル・グループの中核証券会社である三菱UFJ証券株式会社において、M&Aアドバイザー業務および資本市場からの資金調達専門家として30年以上の豊富な実務経験を有しておられます。この間、同氏は、多数の大型のクロスボーダーのM&A取引を牽引し、日本企業のM&Aを通じた事業の国際化にも貢献してこられました。長年にわたるM&Aに関する経験により、内外のM&Aに関する確なりスクコントロール等の助言を通じて当社事業の発展への貢献が期待でき、こうした同氏の知見が、中長期的な視点で、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、「株主価値の最大化」をはかるためのガバナンスの構築に必要と判断し、2018年3月に当社社外取締役に選任いたしました。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

- 指名諮問委員会および報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が半数以上のメンバーで構成される体制にて、報酬決定方針や報酬水準の妥当性および取締役・監査役候補者の指名に関して、より公正・透明に審議する方針としております。
- 指名諮問委員会は、取締役会の諮問を受けて、取締役・監査役候補者の指名等について審議を行い、その結果を取締役に答申いたします。報酬諮問委員会は、取締役会の諮問を受けて、取締役・執行役員の報酬等について審議を行い、その結果を取締役に答申いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役、会計監査人およびコーポレート監査部の情報伝達体制を整備しております。詳細は後記「[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]」をご参照ください。
2. 監査役会は、「監査役監査基準」および「会計監査人と監査役との協議会運営基準」において、会計監査人から取締役の職務執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告等を受けた場合の対応を定めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
生沼 寿彦	弁護士													
脇田 一郎	公認会計士													
岡澤 雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
生沼 寿彦			生沼寿彦氏は日本および米国・ニューヨーク州の弁護士資格を有し、国内外において長年活躍してきました。また、知的財産法の専門家として大学院教授を務めるなど技術に関する高い知見も有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、2016年6月に当社社外監査役に選任、取締役会・監査役会において法律の専門家として独立した立場から有益な発言を行っています。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、独立役員として指定しております。

脇田 一郎		脇田一郎氏は大学卒業後、自動車メーカーに勤務した後、1982年に等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)に入所し、1986年の公認会計士登録以降は上場企業の財務諸表・内部統制監査業務に従事したほか、人材本部長・執行役人事担当として人材育成にあたりました。公認会計士のみならず、事業会社での勤務や人材育成に従事するなど幅広い経験・知見を有していることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、2017年3月に当社社外監査役に選任、取締役会・監査役会においてその経験・知見に基づき独立した立場から有益な発言を行っています。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、独立役員として指定しております。
岡澤 雄		岡澤雄氏は大学卒業後、株式会社資生堂に入社し、主として国際畑を歩み、中国や欧州など海外に駐在、同社ブランドの現地市場浸透に尽力しました。また、取締役・執行役員を務め、経営者としてもその能力を如何なく発揮し、同社の発展に貢献しました。英語・中国語に堪能であり、国際経験・経営者としての経験も豊富であることから、社外監査役として海外での活動が増加している当社グループ事業の監査を適切に遂行できるものと判断し、2018年3月に当社社外監査役に選任いたしました。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	8名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充足する社外役員を、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、職責給、業績連動給および長期インセンティブ給によって構成しております。

- ・職責給は、役割・責任に応じて役位ごとに定められた固定給を支給しております。
- ・業績連動給は、役位に応じて総報酬の45～50%を基準として、連結業績および所管部門または各事業会社業績によって毎年基準額の0～200%の範囲で変動します。
- ・長期インセンティブ給は、株式報酬型ストックオプションとして、役位ごとに設定された価額に基づき付与します。

なお、社外取締役、および社外監査役を含む監査役の報酬等は、その職務内容を考慮して職責給のみとしており、業績連動給および長期インセンティブ給は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者： 当社の社内取締役および執行役員
ストックオプションの付与の目的： 株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有し、
当社の業績向上および持続的成長に対する意欲や士気を高めること等

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

事業報告において、取締役・監査役・社外役員の区分ごとに報酬等の総額を開示しております。
有価証券報告書において、取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・社外役員の区分ごとに報酬等の種類別の総額および報酬等の総額を開示しております。
また、これに加えて有価証券報告書において、連結報酬等の総額が100百万円以上の取締役について、取締役ごとに連結報酬等の総額等を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、職責給、業績連動給および長期インセンティブ給によって構成しております。

取締役・執行役員の報酬等の構成や基準となる年額報酬の水準は、社会情勢や他社比較、市場水準等を考慮のうえ報酬諮問委員会で審議を行い、その答申に基づいて取締役会で決定することとしております。

当社の各監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(補佐を担当するスタッフ)

社外取締役に対しては、関係する部署のスタッフが補佐を務めております。社外監査役を含む監査役に対しては、監査業務の円滑な遂行をはかるため、専任担当者を複数名置いております。また、取締役会にて付議される議案の内容等については、社外取締役および社外監査役からの要請に応じ、関係する部署のスタッフが事前に説明しております。

(情報伝達体制)

1. 監査の有効性と実効性を向上するため、各々は、次の各号を実施しております。
 - ・ 社外監査役は、各々の専門的な経験・知見に基づき、常勤監査役は、豊富な社内経験および社内情報に基づき、情報の共有や意見交換を行う。
 - ・ 代表取締役と監査役が出席する会合を年4回、定期的に開催し、職務執行に必要な情報の収集・提供や意見交換を行う。
 - ・ 監査役、会計監査人、コーポレート監査部員が出席する「三様監査会議」、 「会計監査人と監査役との協議会」を定期的に開催し、各々の監査計画や監査結果、監査を通じて認識した問題点等について情報の共有や意見交換を行う。
 - ・ 会計監査人は、当社の代表取締役社長および財務担当取締役と面談を行い、その概要を「三様監査会議」で報告する。
2. 独立社外取締役は、必要があるときは、監査役会議長の承認に基づき、「代表取締役と監査役の定期的会合」、「三様監査会議」への出席や監査役会へのオブザーバー出席をすることができるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(企業統治の体制の概要等)

当社は、監査役会設置会社形態を採用し、執行役員制度を導入しております。また、当社と特別の利害関係がなく、専門的な見地から監査を行うことができる社外監査役3名を選任し、経営に対する監視体制を構築しております。さらに、多様な視点から取締役会の意思決定をはかるとともに、監督機能の一層の強化をはかることを目的に、社外取締役を5名選任しております。

取締役会の諮問機関として指名諮問委員会および報酬諮問委員会を任意に設置しており、その詳細については、前記「1.1 機関構成・組織運営等に係る事項」の「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」および「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

また、社長の諮問機関として、業務執行の決定に際し、取締役会に付議する事項を事前に審議するグループトップ会議および経営会議を設置しております。

当社グループの重要な関係会社に対しては、当社の取締役もしくは執行役員またはそれらに準ずる者を取締役として派遣し、当社の経営方針の徹底をはかっております。

(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項、定款第26条および第35条に基づき、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(監査役の機能強化に係る取組み状況)

当社の監査役会は、定款上で5名以内としており、適切な人数で構成しております。財務・会計およびコンプライアンス・リスクマネジメントに関する高い専門性を有する公認会計士や弁護士、国際経験・経営者としての経験の豊富な人材を選任し、特定の分野に偏りのないようバランスを考慮した構成としております。また、そのうち過半数は当社取締役会が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす独立社外監査役としております。

(会計監査人の状況)

会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人が選任されております。

会計監査を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	当社に係る継続監査年数()
指定有限責任社員 業務執行社員 田中 基博	有限責任 あずさ監査法人	1会計期間
指定有限責任社員 業務執行社員 竹下 晋平	有限責任 あずさ監査法人	1会計期間
指定有限責任社員 業務執行社員 南原 亨成	有限責任 あずさ監査法人	1会計期間

進行年度である2018年度を1会計期間とカウントしております。

監査業務に係る補助者の構成(2017年12月期)

公認会計士 14名 その他 24名

なお、当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年3月28日に開催された当社の第193回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりました。これに伴い、新たに有限責任 あずさ監査法人が会計監査人として選任されました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社形態を採用しており、特別の利害関係がなく、専門的な見地から監査を行うことができる社外監査役3名を選任しております。また、多様な視点から、取締役会の意思決定をはかるとともに、監督機能の一層の強化をはかることを目的に、社外取締役を5名選任しております。これらにより経営に対する監視体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主のみなさまが議案を十分検討した上で株主総会へ出席できること、事前に議決権行使できることを目的として、法定期限より早く発送を実施しております。また、招集通知発送前にTDnetおよび当社ホームページへの掲載を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主のみなさまが議案を十分検討した上で株主総会へ出席できること、事前に議決権行使できること等を目的として、株主総会関連日程を適切に設定する方針としております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義)を英訳し、当社ホームページおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。
その他	当社は、株主総会について、適正かつ適法に運営することを第一に考えております。また、映像を用いた報告を行うなど、株主のみなさまに親切でわかりやすい説明を心がけるとともに、ご質問にも丁寧にお答えすることを方針としております。第192回に続き第193回定時株主総会についても、株主との対話の場としての株主総会を活性化するため、参加利便性に優れた主要ターミナル駅に近いホテルを会場とし、株主懇談会も開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページにて公表しております。 http://www.nipponpaint-holdings.com/ir/info/index.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催しており、個人投資家に対して説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期の決算発表後には電話会議による説明会を開催し、第2四半期および本決算の発表後には中期経営計画や事業概要等の説明会も開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2015年度から海外投資家向けに個別訪問やカンファレンス(証券会社主催)への参加を開始する等、直接対話する機会を拡大しております。2016年度以降は国内外の投資家と直接対話する機会を増加させております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、投資家様向け説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知、期末報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部長の指揮下にIR広報部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>当社は、「日本ペイントホールディングスコーポレート・ガバナンス方針」において「国内外の顧客・取引先・従業員・地域社会・株主などステークホルダーとの信頼関係を基盤に経営理念の実践をはかり、企業市民としての社会的責任を果たすべく、コンプライアンス、レスポンスフル・ケア、社会貢献の各分野でCSR活動をすすめ、これらのステークホルダーとの適切な対話の機会を設け、当社の事業への理解をはかる」旨を定めております。 http://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、「統合報告書」において、事業情報・財務情報とともにCSR活動の内容や成果を公表しております。 http://www.nipponpaint-holdings.com/csr/report</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、情報開示について、当社ホームページに掲載する「ディスクロージャーポリシー」に従い、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに、当社の経営理念・経営戦略・事業活動等を理解いただき、適正な企業価値評価および信頼を得るために透明性・公平性・継続性を基本に迅速な情報提供に努めております。 http://www.nipponpaint-holdings.com/ir/info/index.html</p>
<p>その他</p>	<p>当社は、2018-2020年グループ中期経営計画"N-20"において、「多様な人材の集結による『知の多様化』」を「ありたい姿」として掲げ、それに向けた「2020年度の目標」の1つとして「グローバルでの多様な働き方・人財の定着、活躍」を掲げております。</p> <p>上記の実現に向け、当社の専任組織であるダイバーシティ推進室を中心に、管理職層へのダイバーシティマネジメントの啓発活動や、全社員を対象としたダイバーシティフォーラムの継続的な開催、海外研修生の派遣・受入による育成と異文化理解の促進、多様な価値観・働き方に対応した制度改正など、当社グループ全体で人財の多様性を活かす組織づくりに積極的に取り組んでおります。</p> <p>また、女性活躍推進法の施行を受けて策定した当社グループの行動計画では、長期的視点での女性の育成ならびに組織開発および制度の整備をすすめ、その結果として2025年までにグループ全体の管理職に占める女性の比率を10%にすることを目標に定めて、2015年から女性リーダー育成研修の実施や管理職の意識変革をすすめております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本方針)

当社は、経営の効率性および財務報告の信頼性の確保、遵法およびリスク管理という観点から、内部統制システムの構築をはかる。

1. 当社および当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社の取締役会は、法令、定款、取締役会規則、その他関連規定に基づき、経営上の重要事項ならびに当社およびその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)の経営上の基本事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - (b) 当社は、取締役会の監督機能の強化をはかるため、当社が定めた社外役員の独立性判断基準に従い、独立社外取締役を複数名選任する。
 - (c) 当社の取締役は必要な法知識等に関する研修を毎年受講し、法令および定款に則して行動するよう徹底する。
 - (d) CSRを経営の最重要課題と位置づけ、当社の代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置し、当社グループの企業倫理を含むコンプライアンスの確保にあたる。
 - (e) 相談・通報体制として「目安箱制度」を設け、当社グループ社員が当社グループ内におけるコンプライアンス違反行為ならびにその可能性を発見した場合に、不利益を受けることなく通報できる制度を確保する。目安箱制度の運用状況については、取締役会に適宜報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および情報管理規定に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、グルーptップ会議議事録、経営会議議事録、および稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書および電磁的記録を保存・管理するとともに、必要により取締役および監査役がこれを閲覧できる体制を整備する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (a) 当社の取締役会、グルーptップ会議、経営会議、その他重要な会議での報告や審議を通して、当社グループの事業の遂行にともなうリスクを適正かつ継続的に監視する。
- (b) 当社のCSR委員会は当社グループの安全、環境、コンプライアンスに係る重要リスクの管理および内部統制システムを継続的に見直し、整備を行う。
- (c) 内部監査機能を担うコーポレート監査部を設置し、当社グループの内部統制システムの実効性を監視する。

4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

- (a) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、接近があれば断固として拒否し、毅然とした姿勢で対応する。
- (b) 当社グループは、反社会的勢力に対する対応マニュアルを作成し、継続的な社内教育を実施することで、当社グループとしての対応力向上をはかるとともに、警察など外部専門機関との連携を深めることにより、組織的に対応できる体制を整備する。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、当社グループの経営方針および経営戦略に基づき、中期経営計画を策定している。この経営計画を踏まえ、当社は、当社グループの年度予算を策定し、実行施策を明確にする。同予算の進捗状況や目標達成度については、当社の取締役会に報告する。
- (b) 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、役割と責任を明確にするとともに実行のスピードアップをはかることを目的として、執行役員制度を導入する。
- (c) 当社は、経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年とする。
- (d) 当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置する。当委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が半数以上を占める構成とし、取締役・監査役候補者の指名および取締役・執行役員報酬等について審議した結果を取締役会へ答申する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は、当社グループの経営理念としてMission, Vision, Value, Wayを制定する。当社グループの全員が経営理念を深く理解し、日々の業務で実践することで、当社グループ全体の持続的成長と中長期的な企業価値の向上をはかる。
- (b) 当社は、持株会社として、当社グループ全体の健全かつ適正な運営を確保するため、子会社の経営管理、指導を行い、当社グループ全体の持続的成長と中長期的な企業価値の向上をはかる。
- (c) 重要な関係会社に対しては、当社の取締役もしくは執行役員またはそれらに準ずる者を取締役として選任し、当社の経営方針の徹底をはかる。

- (d) 当社は、権限・責任規定、地域統括会社管理規定、中核事業会社管理規定、関係会社管理規定、海外関係会社管理規定を設け、当社グループは、これらの規定に従い、所定の案件については当社に報告し、重要な案件については当社の経営会議およびグループトップ会議で審議し取締役会の事前承認を得る。
7. 当社の監査役職務を補助すべき使用人の設置に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役と協議のうえ専任の監査役付(監査役スタッフ)を置く。
 - (b) 監査役付は監査役監査活動を補助するとともに監査役が指示する調査その他監査に必要な業務を行う。
 - (c) 監査役付の任命、解雇、配転等の人事異動等については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会がこれを定める。
8. 当社の監査役への報告に関する体制、当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会、グループトップ会議、経営会議、CSR委員会、その他重要な会議に出席し、業務執行の審議、決定等につきその内容を確認、監査できる。
 - (b) 監査役は、必要に応じて取締役、担当部署、当社グループ等に対し、業務に関する報告を求めることができる。
 - (c) 当社グループの役員等および使用人は、法令等の違反行為や重大な事故の発生など、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合、速やかに当社の監査役に対して報告を行う。
 - (d) 当社は、当社グループの使用人が不利益を受けることなく、当社の監査役に直接通報するなど報告できる体制を整備する。
9. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役と監査役とは定期的に会合し、情報および意見の交換を行う。
 - (b) 監査役は、会計監査人、国内関係会社監査役およびコーポレート監査部との連携、情報交換を適宜行う。
 - (c) 監査役が必要と認めるときは、監査役監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を任用する等の必要な監査費用を会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「IV1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 当社は公正で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。特に適時開示の面においては、金融商品取引法などの諸法令や証券取引所が定める適時開示規則に従い、投資家に対して企業情報を迅速かつ正確に開示していくことは重要な経営課題であると受け止めており、以下の社内体制で臨んでおります。
2. 決算に関する情報については、経営管理部で決算を確定後、会計監査人の監査を経て取締役会に報告し、了承を受けた日に決算短信として開示します。また、業績予想の修正に関しては、経営会議は経営管理部より定期的に業績見通しについて報告を受け、経営環境の変化に伴う業績の変動状況の把握やその対策を検討しております。この結果を踏まえて、公表済みの業績予想を修正すべきかどうかを取締役会で決定しております。
3. 決定事実に関する情報については、取締役会等の然るべき決裁権限者にて決定後、適時開示規則に従ってすみやかに開示しております。
4. 発生事実に関する情報については、本社部門を統括している役員が全ての情報を集約し、適時開示規則に従ってすみやかに開示し、その他一定の重要な事項についても任意に開示しております。
5. 子会社に係る情報については、地域統括会社管理規定、中核事業会社管理規定、関係会社管理規定および海外関係会社管理規定において担当役員が当社経営会議に報告すべき事項として明記されており、重要度の高いものは当社の取締役会での承認が必要とされ、審議を通じて適時開示規則に従い開示しております。
6. インサイダー情報管理責任者としてCSR推進部長が選任されております。インサイダー取引規制の対象になる情報の取扱いについてはインサイダー取引防止規定において定めており、インサイダー情報管理責任者がその運用について統括しております。
7. TDnetへの登録後、開示情報に関する問い合わせがあった場合はIR広報部が対応しております。また、証券取引所への開示後すみやかに当社のホームページに開示内容を掲載するなど、投資家等が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保に努めております。

【ディスクロージャーポリシー】

当社のディスクロージャーポリシーは、以下のとおりです。

1. 当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに、当社の経営理念・経営戦略・事業活動等を理解いただき、適正な企業価値評価および信頼を得るために透明性・公平性・継続性を基本に迅速な情報提供に努める。
2. 当社は、金融商品取引所が定める適時開示規則に従い、TDnetによる適時開示を行うとともに、当該情報は、当社ホームページにおいても速やかに開示する。また、すべてのステークホルダーに当社を理解いただくために有用と判断する情報についても積極的に開示する。
3. 当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算発表までの一定期間を「沈黙期間」とし、決算に関する質問・コメントへの回答を差し控える。
4. 当社は、公平性の観点から、英語での情報開示に努める。

注意事項

- ・ 当社のホームページの掲載内容のうち、歴史的事実でないものは、掲載時点で入手可能な情報に鑑みて当社が予想を行い、所信を表明したものです。これらの将来予想に関する記述は、既知および未知のリスク、不確実性ならびにその他の要因を含んでいます。実際の業績は、これらの見通しとは異なる結果となることをご承知おきください。
- ・ 当社のホームページの掲載内容に関しては、細心の注意を払っておりますが、掲載内容の誤りや閲覧・ダウンロードに際しての障害等により発生し得る損害についても、当社は一切の責任を負いかねます。
- ・ また、当社のホームページの情報は情報提供を目的とするものであり、投資勧誘を目的としているものではありません。投資に関するご決定は、閲覧者自身のご判断と責任において行われるようお願いいたします。

【模式図】

